２００８年7月7日

各　位

オ リ ッ ク ス 株 式 会 社
（コード番号８５９１）

取締役および執行役に対するストックオプション（新株予約権）の発行決議に関するお知らせ

当社は、会社法第２３６条、第２３８条および第２４０条の規定ならびに当社取締役会の委任にもとづき、当社の取締役および執行役に対し、ストックオプションとして付与する新株予約権の具体的な発行条件について、本日、当社執行役が下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。なお、当該新株予約権の発行は、２００８年6月２４日付け「ストックオプション制度の実施（取締役および執行役に対する新株予約権の付与）について」において既にお知らせしている「当社の取締役および執行役に対し新株予約権を報酬の一部として付与する旨」の報酬委員会の決議に従って行われるものであります。

記

１．新株予約権の割当日（発行日）
２００８年7月２３日

２．新株予約権の割当対象者
当社の取締役１１名（執行役を兼務する者６名を含む。）および執行役１６名
合計２７名

３．新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権１個につき当社普通株式１０株とする。
なお、当社が２００８年6月２４日開催の第４５回定時株主総会決議（以下、「第４５回定時株主総会」という。）終結後に効力を生じる株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で権利を行使されていない付与株式数についてのみ行われ、調整により１株に満たない端数が生じる場合はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、当社が第４５回定時株主総会終結後に効力を生じる合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、付与株式数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

４．発行する新株予約権の総数

３，４８０個とする。なお、新株予約権を行使することにより発行または移転される株式の総数は当社普通株式３４，８００株とする。（ただし、第３項の規定に従い、付与株式数の調整が行われた場合は、これに応じて新株予約権を行使することにより発行または移転される株式の総数も調整される。）

５．新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。なお、払込みを要しないとすることは、有利発行に該当しない。

６．新株予約権行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの行使時に払い込まれる価額（以下、「行使価額」という。）に第３項に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、２００８年７月２２日（以下、「行使価額の決定日」という。）に先立つ東京証券取引所における４５取引日目に始まる３０取引日の各日（取引が成立しない日を除く。）における当社普通株式の終値の平均値とし、１円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該価額が行使価額の決定日の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合は、行使価額の決定日の終値をもって行使価額とする。

なお、当社が第４５回定時株主総会終結後に効力を生じる株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、第４５回定時株主総会終結後に当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分を行うとき（旧商法（平成９年法律第５６号）第２１０条ノ２第２項にもとづく自己株式の譲渡、同法第２８０条ノ１９の規定にもとづく旧新株引受権の権利行使の場合、ならびに旧商法（平成１３年法律第１２８号）第２８０条ノ２０および第２８０条ノ２１または会社法（平成１７年法律第８６号）第２３６条、２３８条、２３９条および２４０条にもとづく新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の権利行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式の総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が第４５回定時株主総会終結後に効力を生じる合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

７．新株予約権を行使することができる期間

２０１０年7月8日から２０１８年6月２４日までとする。

ただし、２０１０年7月7日以前であっても、新株予約権発行日後に、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、当社または当社子会社および当社関連会社等資本関係のある会社（以下、「当社子会社等」という。）の取締役、執行役、監査役または使用人のいずれの地位も失った場合には、当該地位を失った日の翌日より新株予約権の行使を可能とする。

８．新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社等の取締役、執行役、監査役または使用人のいずれの地位も失った日から１年を経過していないことを要する。

②新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社等の取締役、執行役、監査役または使用人のいずれの地位についても会社法その他日本の法令もしくは海外の法令または当社もしくは当社子会社等が定める社内規則に規定される欠格事由、解任事由もしくは解職事由が生じておらず、かつ当該法令の違反もしくは社内規則の重大な違反に該当する行為がないことを要する。ただし、当社が、当該新株予約権者のこれまでの当社または当社子会社等の業績向上への貢献度、当該事由もしくは行為の内容およびその治癒もしくは解消の状況を考慮し、当該新株予約権の行使を認めるのが相当と判断した場合にはこの限りではない。

③新株予約権者は、第７項ただし書きに従って２０１０年7月7日以前において新株予約権を行使する場合には、当該新株予約権行使時において、当社または当社子会社等の使用人の地位を自己の都合により退職していないことを要する。

④新株予約権者は、いかなる場合においても新株予約権について質入、譲渡担保の設定その他の担保に供する等いかなる処分も行わないものとする。

⑤新株予約権者およびその相続人は、後記⑥に定める新株予約権割当契約に従い、新株予約権を行使するものとする。

⑥その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑦新株予約権者が前記①ないし⑥に定める新株予約権行使の条件のいずれかを充たさなくなった場合、当該新株予約権者の有する新株予約権は会社法第２８７条に従い消滅する。

９．新株予約権の取得事由

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（当社の株主総会の決議による承認を要しない場合には、当社取締役会またはその委任を受けた当社の執行役が当該契約もしくは計画の内容を決定した場合）は、当社取締役会または取締役会の委任を受けた当社の執行役が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②新株予約権者が、新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

１０．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

１１．合併等組織再編の場合における新株予約権を行使することができる期間の短縮その他新株予約権の行使の条件についての必要な調整もしくは変更

当社が第４５回定時株主総会終結後に効力を生じる合併、会社分割、株式交換、株式移転もしくはその他の会社法で定められた組織再編を行う場合または関係諸法令の改廃があった場合、当社取締役会またはその委任を受けた当社の執行役は、第３項および第６項に定める他、合理的な範囲で、新株予約権を行使することができる期間の短縮その他新株予約権の行使の条件について必要な調整もしくは変更を行い、新株予約権の行使を制限することができるものとする。

１２．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第４０条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

以上

本件に関するお問い合わせ先
社長室広報グループ／吉田・藤井
０３－５４１９－５１０２